

(案)

令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託事業名

令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務

（2）委託事業の内容

別紙「令和8年度 いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年 月 日から令和9年2月28日までとする。

（委託料等）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託事業が終了し、委託料の額が確定した後に乙の適正な支払い請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託料の90%以内の額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（実績報告等）

第6条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から起算して14日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに委託事業の実績報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第86号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第7条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、

当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金等の返還)

第8条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(著作権)

第12条 乙が委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第15条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(委託事業の中止等)

第16条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の変更又は解除を行うものとする。

3 前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(事情変更による解除)

第17条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除等)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、又は変更することができる。

2 前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特約事項

- 1 受託者の責務
委託事務を処理するに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。
- 2 個人情報を取り扱う従業者の明確化及び監督
乙は、個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。
- 3 従業者に対する教育
乙は、個人情報を取り扱う従業者に個人情報の保護に関する教育を行うこと。
- 4 個人情報の収集の制限
委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- 5 個人情報が記録された媒体の保管
個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。
- 6 個人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止
委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。
- 7 個人情報の複製等の制限
委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。
- 8 個人情報についての事故報告
個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- 9 返還義務
委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等は、委託事務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- 10 不要情報の廃棄
利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度いばらきグルメWEB物産展開催業務委託に係る概算払請求書

このことについて、令和8年度いばらきグルメWEB物産展開催業務委託契約書第5条第3項の規定に基づき概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払を要する理由

2 契約額 円

3 概算払請求額 円

4 残額 円

5 振込口座

| 金融機関名 | 銀行 | 支店 |
|--------------|--------------------|----|
| 預金の種類 | 1 普通 2 当座 3 その他（ ） | |
| 口座番号 | | |
| フリガナ 口座名義 | | |

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託に係る業務実績報告について

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和8年度いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託契約書第6条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------|------|
| 1 委託料 | 円 |
| 2 概算払済額 | 円 |
| 3 残額 | 円 |
| 4 事業の実績 | |
| (1) 実績報告書 | 任意様式 |
| (2) 収支決算書 | 任意様式 |